

令和 6 年度の森林環境譲与税の使途について

四万十市農林水産課

1 森林環境譲与税の活用の効果

(1) 森林の状況把握及び森林所有者の意向確認

- ・令和 5 年度から事前準備と意向調査は市が直営で実施し、外部委託を林況調査等業務と市町村森林経営管理事業に特化させることで、当該業務の範囲拡大及びスピードアップを図っている。
- ・その結果、中村地域で約298ha、西土佐地域で約770haの林況調査を実施することができた。
- ・また、約628ha分の森林所有者に対して経営管理意向調査を実施することで、森林の経営・管理に対する意向を確認し、今後森林整備が必要な個所の把握につながった。



(奥鴨川・口鴨川地区保育間伐)

(2) 市町村森林経営管理事業の実施

- ・経営管理権集積計画を策定した奥鴨川・口鴨川地区の未整備森林において、13.62haの保育間伐を実施した。
- ・経営管理権集積計画を策定した西ヶ方地区の未整備森林において、1,728mの森林作業道を開設した。
- ・意向調査等を実施し経営が成り立つと見込まれる上ノ土居地区の未整備森林において、2,151mの森林作業道を開設した。
今後この森林作業道を活用し、未整備森林での間伐の実施につなげる。



(上ノ土居地区で開設した森林作業道)

(3) 担い手の確保・人材育成

- ・新規就業者の雇用及び定着につながる事業を実施する林業事業体に対して支援を行うことで、林業担い手の確保及び育成を図ることにつながった。

2 森林環境譲与税の使途の内容

(1) 歳入

単位：千円

区分	金額
森林環境譲与税	132,061
運用益	159
計	132,220

事業名	事業費		事業内容	事業実績	
	総額	財源内訳			
		R6森林環境 譲与税			他の財源
会計年度任用職員の雇用に係る経費	5,708	5,708	0	・ 意向調査や森林整備等を円滑に進めるため会計年度任用職員を雇用	・ 2 名雇用（雇用期間：令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月31日）
森林面積の測量に係る地元協力員報償費	763	763	0	・ 森林面積の測量（仮杭打ち）に係る地元協力員に対する報償費（1 名×7,000円／日）	・ 5 名分（延べ109日分）
旅費	6	6	0	・ 森林経営管理制度に係る研修会等への市職員の参加	・ 森林経営管理制度研修会（3 名分）
需用費	1,325	1,325	0	・ 森林面積の測量に係る仮杭代 ・ 市制施行20周年記念式典の記念品代	・ 森林面積の測量に必要な仮杭（2,500本） ・ 記念品：四万十ヒノキコースター（800個）
役務費	368	368	0	・ 意向調査に係る郵便料 ・ 地元協力員に係るエピペン処方料 ・ 友好の森の整備に係る作業手数料	・ 現地調査に必要な資材提供（エピペン）5 名分
生ノ川・磯ノ川・川登・鵜ノ江地区林況調査等業務	19,177	19,177	0	・ 意向調査の結果から森林面積の測量（仮杭打ち）及び林況調査を 4 地区で実施	・ 森林面積の測量（仮杭打ち）、林況調査実施面積：297.28ha
江川地区林況調査業務	27,667	27,667	0	・ 森林簿等による対象（未整備）森林の森林所有者の特定 ・ 意向調査の対象（未整備）森林の林況調査	・ 林況調査実施面積：769.28ha
利岡・敷地・岩田地区追加対象区域調査業務	834	834	0	・ 過年度に意向調査を実施した 3 地区において、未回答だった森林の再調査を行い、効率的な施業の実施に繋げる	・ 再調査実施面積：37.33ha
口鴨川・奥鴨川地区保育間伐業務	3,719	3,719	0	・ 経営管理権集積計画を策定した箇所において保育間伐を実施	・ 保育間伐：13.62ha
上ノ土居地区作業道開設業務	13,852	13,852	0	・ 意向調査等を実施し経営が成り立つと見込まれる箇所において森林作業道を開設	・ 森林作業道開設延長：2,151m
西ヶ方地区作業道開設業務	9,537	9,537	0	・ 経営管理権集積計画を策定した箇所において森林作業道を開設	・ 森林作業道開設延長：1,728m
デジタル地番図作成業務	8,580	8,580	0	・ 森林経営管理制度等を円滑に進めるため、数年計画でデジタル地番図を作成	・ 後川地区（10区）
作業道維持管理費	30	30	0	・ 友好の森の整備のために必要となる作業道の維持管理費	・ 崩土等撤去に係る重機借上料
木材利用促進・木育推進用啓発動画作成業務	100	100	0	・ 令和 4 年度に作成した木材利用促進・木育推進用啓発動画の編集等を実施	・ 四万十市総合文化センターの完成映像等を追加・編集
林業担い手育成支援事業	5,898	5,898	0	・ 林野庁の「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の適用を受ける研修生（雇用後 3 年未満）の林業技術指導に要する賃金を補助 ・ 研修生又はその他の林業研修生（雇用後 3 年未満）が受講する林業技術習得に必要な研修会の受講料を補助	・ 9 名分（4 事業体）への支援（1 年目～3 年目まで支援）
幡多地域森づくり推進センター負担金	4,835	4,835	0	・ （一社）幡多地域森づくり推進センターの運営経費（幡多 6 市町村で負担）	・ 経営管理権集積計画案の提案：95件（122.53ha分）
計	102,399	102,399	0		